

第十三講 イシン-ラルサ時代

イシン・ラルサ時代（前 2005-1763 年）

シュメール人からアムル人へ（歴史の主演）

イシン（北）とラルサ（南）の対立→ラルサ（南）とバビロン（北）の対立・エラムの脅威・アッシリアの台頭

イシン（バビロン南東・ユーフラテス川下流）

前 2017 年 ウルより独立（イシュビ・エラ）

ニップール併合

アムル人撃退に成功

前 2000 年 ウル回復（エラム人より）

南部メソポタミアの覇権を掌握

リピト・イシュタル（前 1934-1924）

イシン第 5 代

全盛期

法典編纂

急速な衰退→前 1926 年にウルを喪失

イシンとニップール周辺を保持するのみ

前 1798 年 ラルサのリムシンにより攻略される

ラルサ（ウルの北・ユーフラテス川河口）

前 2025 年 ウルより独立

グングヌム（前 1932-1906 年）

ラルサ第 5 代

ラルサの台頭

イラン高原（エラム）への遠征

メソポタミア平野部での支配領域の拡大

ウルの占領（前 1926 年）

マルグム（ディヤラ川付近）撃破

↓

南北メソポタミア～ディヤラ川方面を支配

スムエル（前 1894-1866 年）

第 7 代

国力充実：城壁の構築や運河の開削

北方に遠征

キシュ攻略

ニップール占領（前 1868 年）

カザッルに遠征（前 1864 年）

シンイディンナム（前 1849–1843 年）

第 9 代

北方に遠征

ニップール占領

イシン制圧

バビロン撃破

ラピクム（バビロン北西・ユーフラテス川中流）征服

東方に拡大

イブラト～エシュヌンナ制圧・破壊

下ザブ地方の属国化

シリアダド（前 1836–1835 年）

第 12 代

前 1835 年 カザッル人の急襲→支配圏喪失

エラム人の攻撃→カザッル人の崩壊

ワラドシン（前 1834–1823 年）

第 13 代

前 1834 年 独立回復

バビロンと同盟→カザッル攻撃

ニップール・マシュカンシャブラを占領

大規模な建築活動

リムシン（前 1822–1763 年）

第 14 代

ラルサの最盛期

国内インフラの整備

河川と運河の開削・堤防の保守

神殿建築

経済的繁栄

海外交易路の拡大と確保

私経済の繁栄

ラルサの覇権に対する挑戦と防衛

反ラルサ同盟の結成 (前 1808 年)

イシン・バビロン・ウルク・ラピクム・スチアン人

反ラルサ同盟を撃破

ピナラティ・ナサラム占領 (前 1808 年)

デール破壊 (前 1803 年)

キスツラ占領 (前 1768 年)

イシン～メソポタミア南部争奪

ウルク占領・ニップール最終確保 (前 1802 年)

イシン占領 (前 1798 年)

バビロン撃破

停滞から衰退へ

バビロンのハンムラピと同盟 (前 1781-1764 年)

ハンムラピに滅ぼされる (前 1763 年)

【参考】

『リピト・イシュタル法典』

(前文)

「神々の父、偉大なるアン(と)、全土の王、法律を定められるエンリルとが、アンの娘ニニシンナに、……を彼女の……を(それに)彼女の輝く額のために……喜びを……なさせた時、彼らが彼女にシュメール(と)アッカドの王権(と)彼女の(都市)におけるお気に入りの支配、アンによって建てられた……を与えられた時、アン(と)エンリルとがリピト・イシュタルに、国土に正義を樹立し、不平の種を取り除き、武力で敵意(と)反乱を元に戻し、シュメール人とアッカド人に繁栄をもたらすようにお命じになった時に、ニップールの慎ましい羊飼、ウルの頑丈な農夫、エリドゥを放棄しなかった、ウルクにふさわしい支配者、イシンの王、シュメールとアッカドの王、イナンナの心になつた、私、リピト・イシュタルはエンリルの言葉に従ってシュメールとアッカドに正義を打ち立てた。誠に、それらの日々に私はニップールの息子らと娘たちの、……隷属状態が課せられていたシュメールとアッカドの息子らと娘たちの自由を獲得した。誠に、……に従って、私は父をしてその子らを養わせた(し)私は子らをしてその父を養わせた。私は父をその子らの側らに立たしめた(し)、

私は子らをしてその父の側らに立たしめた。父の家において（それに）兄弟の家において、私は……。誠に、私、エンリルの息子、リピト・イシュタルは父の家（と）兄弟の家に七十をもたらした。未婚男性の家に、私は……。10ヶ月の間……。もたらした……。人の妻……。人の子……。」

（本文）

第1条 ……打ち立てられた……

第2条 ……父の家の財産……その……から……

第3条 ……国の役人の息子、宮殿の役人の息子、監督官の息子……

第4条 ……一隻の舟……一隻の舟を彼は……

第5条 もし人が一隻の舟を雇い（それに）……にそれを使用し……彼のために旅行……

第6条 ……贈り物……彼は……すべし……

第7条 ……もし人が自分の果樹園を……を栽培するために園丁に与え（そして）園丁が……果樹園の所有者に……

第8条 もし人が裸の土地を（他）人に果樹園をつくるために与え（そして後者）が裸の土地を果樹園として造園を完成しなかった時、彼は、その分け前として、彼が放置した裸の土地を果樹園に造園した人に与えるべし。

第9条 もし人が（他）人の果樹園に立ち入り（そして）そこで盗みのために捕えられた時、彼は十シェケルの銀を支払うべし。

第10条 もし人が（他）人の果樹園にある樹木を切り倒した時、彼は半ミナを支払うべし。

第11条 もし人の家に隣接して（他）人の裸の土地が放置せられ、家の持ち主が裸の土地の持ち主に、「あなたの土地が放置されているので、誰かが私の家に押し入るではありませんか。あなたの家を強化してください」、と言い（そして）この同意が彼によって確認された時、裸の土地の持ち主は家の持ち主に失われた彼の財産を戻すべし。

第12条 もし人の女奴隷やあるいは奴隷が都市の中心部に逃げ込み（そして）彼（または彼女）が一ヶ月の間（他）人の家に住んだということが確認される時、彼は奴隷の代わりに奴隷を提供しなければならない。

第13条 もし彼が奴隷を持たない時、彼は15シェケルの銀を支払わねばならない。

第14条 もし人の奴隷が主人への隷属を償い（そして彼が）その主人に二重に（償っていることが）確証された時、かの奴隷は解放されるべきである。

第15条 もし **miqtum** が王の贈りものであるなら、彼は連れ去られてはならない。

第16条 もし **miqtum** が彼の自由意志で人の許に行った時、彼（**miqtum**）は望むところへ行くことができる。

第17条 もし人が官の許しを得ずに（他）人を彼（後者）が全く知らない事件で捕縛し、かの者が確認されない時、彼（前者）は彼が捕縛した事件に関して罰金を負うべし。

第18条 もし地所の主人または地所の女主人が地所の税を怠り（そして）他人がそれを負担した時、三年の間、彼（所有者）は追い立てられない。（その後）地所の税を負担した人がその地所を所有すべし、そして（以前の）地所の持ち主はいかなる所有権の主張もあげてはならない。

第19条 もし地所の主人が・・・・

第20条 もし人が相続人から・・・・差し押さえた時は・・・・

第21条 （もし）・・・・父の家・・・・彼が結婚した時、彼女の相続人として彼女に贈られた彼女の父の家の贈り物を彼は取るべし。

第22条 もし父が生存（している）時、彼の娘は、彼女が **nindingir** であれ、**lukur** であれ、神殿の女奴隷であれ、相続人にふさわしく家に住むべし。

第23条 もし娘が（彼女の）生存中の父の家で・・・・

第24条 もし彼が結婚した二番目の妻が彼に子供を産んだ時、彼女がその父の家から持参した嫁資は彼女の子供たちに属する。（しかし彼の）最初の妻の子供たちと（彼の）二番目の妻の子供たちは平等に彼らの父の財産を分けるべし。

第25条 もし人が妻と結婚し（そして）彼女が彼に子供たちを産み（そして）それらの子供たちが生きており、そして女奴隷もまたその主人の為に子供たちを産み（しかし）父が女奴隷とその子供たちに自由を与えた時、女奴隷の子供たちは彼らの（以前の）主人の子供たちと地所を分けあってはならない。

第26条 もし最初の妻が死に（そして）彼女の（死）後彼が自分の女奴隷を妻として迎えた時、彼の最初の妻の子供たちが彼女の主人のために産んだ子供たちは・・・・如くあるべし、彼の家を彼らは・・・・すべし。

第27条 もし人の妻が彼に子供たちを産まず（しかし）広場の売春婦が彼に子供たちを産んだ時、売春婦が彼に産んだ子供たちは彼の相続者たるべし。彼は大麦、

油及び衣服をかのかの売春婦に提供しなければならない。彼の妻が生きている限り売春婦は彼の妻とともに家に住んではならない。

第28条 もし人が彼の最初の妻から顔をそむけ・・・(しかし) 彼女が家から立ち去らない時、彼が彼のお気に入りとして結婚した彼の妻は二番目の妻である。彼は最初の妻を養い続けなければならない。

第29条 もし(将来の) 養子が彼の義父の家に入り(そしてもし) 彼が婚約を為し(しかし) その後彼らが彼を(家から) 追い出し、彼の妻を彼の友人に与えたる時、彼らは彼が持参した婚約の贈り物を彼に渡し(そして) かの妻は彼の友人と結婚してはならない。

第30条 もし結婚している若者が広場(の) 売春婦と結婚し(そして) 判事団が彼に彼女の許に訪れてはならないと命じていた時、(しかし) 後に彼が彼の最初の妻を離婚した時、金・・・

第31条 (もし)・・・を彼が彼に与えた時、彼らの父の死後、相続者たちは彼らの父の地所を分け合うべし。(しかし) 地所の相続財産を彼らは分けてはならない。彼らは「彼らの父の言葉を水の中で料理」してはならない。

第32条 もし父が存命中に長男の為に婚約の贈り物を取り除けておき(そして) 未だ存命中の父の面前で彼(息子) が妻と結婚した時、父の(死) 後相続人は・・・

第33条 もし・・・が地所を分けなかった事が確証された時、彼は10 シェケルの銀を支払うべきである。

第34条 もし人が牡牛を貸し(そして) 鼻輪で肉を傷つけた時、彼は(その) 値の三分の一を支払うべきである。

第35条 もし人が牡牛を貸し(そして) その目を傷つけた時、彼は(その) 値の半分を支払うべきである。

第36条 もし人が牡牛を貸し(そして) その角を折った時、彼は(その) 値の四分の一を支払うべきである。

第37条 もし人が牡牛を貸し(そして) その尾を傷つけた時、彼は(その) 値の四分の一を支払うべきである。

第38条 (もし)・・・彼は支払うべきである。

(後文)

誠に、ウトウの真実の言葉の従って、私はシュメールとアッカドに真の正義を保持させた。誠に、エンリルの宣言に従って、私、リ

ピト・イシュタル、は敵意と反乱を廃し、涙を流し、悲嘆に暮れ、叫び・・・禁制にし、公正と真実を存在せしめ、シュメール人とアッカド人に繁栄をもたらした・・・。

誠に、私がシュメールとアッカドの富を打ち立てた時、私はこの碑文を建立した。願わくは、それに対していかなる悪しき行いを犯そうとしない、私の工作物を傷付けようとする、その上に自分自身の名前を書き付けようとする者は長い日々の命と息を贈られますよう、願わくは、エクルに彼が高く昇りますよう、願わくは、エンリルの輝く額が彼を見おろされますよう。(反対に) それに対して何か悪い行いを犯そうとする、私の工作物を傷付けようとする、貯蔵庫に押し入り (そして) その台座を替えようとする、その碑文を消そうとする、その上に自分自身の名前を書き付けようとする、

(或いは)、この呪いの故に、自分の代わりに誰か他人に替えようとする者は、例え彼が・・・であろうと、例え彼が・・・であろうと、願わくは彼が彼から・・・を運び去られますよう、(そして) 彼に・・・もたらされますよう・・・彼の・・・彼の・・・誰であろうと、願わくは、裕福の支配者、アシュナンとスムガンが彼から・・・彼の・・・運び去られますよう・・・その基礎・・・ので・・・願わくは、彼がみなされますよう、彼の国の基礎を堅固になさいませぬよう、彼が何人であれ、その王を、力強き英雄、エンリルの息子、ニヌルタが・・・